徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県監察局
法制文書課

定期第４１６号　令和４年１月２１日発行

目　　次

※は県例規集登載

【訓令】

番　号	表　　題	担当課名
１７※	徳島県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	税務課

徳島県訓令第十七号

税　務　課
徳島県東部県税局
徳島県総合県民局

徳島県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

徳島県税事務取扱規程（昭和四十三年徳島県訓令第六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　犯則事件の調査及び処分の事務（第四十九条―第六十六条）」を「第五章　犯則事件の調査及び処分の事務（第四十九条―第六十六条）　第六章　雑則（第六十七条）」に改める。

第四条第二項中「（様式第一号）」を削る。

第五条中「（様式第二号）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、電子計算組織により事務を処理する場合は、この限りでない。

第五条の二中「（様式第二号の二）」を削る。

第六条中「公示送達簿（様式第三号）に所要事項を記載」を「公示送達決議書による決議」に改め、「（様式第四号）」を削る。

第七条第一項中「毎月、」の下に「電子計算組織により」を加え、「県税及び税外収入報告書（様式第五号）」を「県税調定収入実績報告書」に改め、同条第二項を削る。

第八条中「ついて、」の下に「電子計算組織により」を加え、「県税及び税外収入決算書（様式第十四号）」を「県税決算書」に改める。

第九条中「（様式第十五号）」を削る。

第十条第一項中「第八条第三項に定めるあん分率」を「第八条第三項に定める按（あん）分率」に、「同項に定めるあん分率」を「同項に定める按分率」に改める。

第十条の二中「（様式第十五号の二）」を削る。

第十三条の表事業税の項中「個人事業税所得調査表（様式第十八号）」を「個人事業税課税資料調査表」に改め、同表不動産取得税の項中「（様式第十九号）」及び「（様式第二十号）」を削り、同表自動車税の環境性能割の項中「自動車税環境性能割調査表兼更正・決定決議書（様式第二十一号）」を「自動車税環境性能割調査表」に改める。

第十四条中「（様式第二十二号）」を削り、「個人事業税課税資料調査表兼決定決議書（様式第二十三号）」を「個人事業税課税資料調査表」に改める。

第十五条を次のように改める。

（課税標準額の決定等の手続）

第十五条　局長は、課税標準額及び税額等の更正又は決定をしようとするときは、更正決定等決議書にその内訳を記載した資料を添付して決議を行わなければならない。

2　局長は、普通徴収の方法によつて徴収する県税の課税標準額及び税額等を確定しようとするときは、賦課決議書にその内訳を記載した資料を添付して決議を行わなければな

らない。

3　局長は、法人の県民税又は法人の事業税及び特別法人事業税の中間申告書の提出があつたとみなされたときは、みなす申告決議書により決議を行うものとする。

第十六条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の調定は、次に掲げるときに、調定決議書にその内訳を記載した資料を添付して行うものとする。

第十六条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条の二中「（様式第三十二号の二）」を削る。

第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

第十八条第一項中「（様式第三十四号）」を削り、同条第二項中「（様式第三十四号の二）」を削る。

第十九条第一項中「（様式第三十五号）」を削り、同条第二項中「（様式第三十六号）」を削る。

第二十条中「（様式第三十七号）」を削る。

第二十一条中「（様式第三十八号）」を削る。

第二十二条中「（様式第三十九号）」を削る。

第二十三条中「（様式第四十号）」を削る。

第二十四条の見出し中「台帳等」を「交付簿等」に改め、同条中「課税台帳等」を「交付簿等」に改め、同条第一号から第三号までを削り、同条第四号中「（様式第四十六号）」を削り、同号を同条第一号とし、同条第五号中「（様式第四十八号）」を削り、同号を同条第二号とし、同条第六号中「（様式第四十六号に準じて作成するものとする。）」を削り、同号を同条第三号とし、同条第七号を削り、同条第八号中「（様式第五十号の二）」を削り、同号を同条第四号とし、同条第九号中「（様式第五十号の三）」を削り、同号を同条第五号とし、同条第十号中「（様式第五十一号）」を削り、同号を同条第六号とする。

第二十六条中「督促状発付簿（様式第五十二号）」を「督促状発付決議書」に改める。

第二十七条第一項中「督促状を発付したとき、又は」、「、若しくは他の県税局等の長から徴収金の徴収の依頼を受けたとき」及び「（様式第五十三号）」を削り、同条第二項を削る。

第二十八条中「（様式第五十四号）」を削る。

第二十九条中「（様式第五十五号）」を削る。

第三十条第一項中「滞納処分票」を「徴収金の滞納者及び概要並びに滞納整理のてん末を記載した資料」に改め、同条第二項中「（様式第五十八号）」を削り、同条第三項中「（様式第五十九号）」を削る。

第三十一条第一項中「（様式第六十号）」を削り、同条第二項中「（様式第六十一号）」を削り、同条第三項中「（様式第六十二号）」を削る。

第三十二条中「（様式第六十三号）」を削る。

第三十三条中「（様式第六十四号）」を削る。

第三十四条第一項中「（様式第六十五号）」及び「（様式第六十六号）」を削り、同条第二項中「（様式第六十七号）」を削る。

第三十五条第一項中「（様式第六十八号）」を削る。

第三十六条第一項中「納入すべき者の」の下に「住所若しくは」を加え、「（様式第六十九号）」を削り、「、その者の」の下に「住所若しくは」を加え、同条第二項中「（様式第七十号）」を削る。

第三十七条第二号中「郵便振替法」を「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の郵便振替法」に改め、同条第九号中「第二百三十一条の二第六項」を「第二百三十一条の二の五第一項」に、「指定代理納付者が納入義務者に代わつて歳入を」を「指定納付受託者が歳入等を納付しようとする者の委託を受けて」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第九条の十六に規定する方法による収納

第三十八条第一項中「領収証綴（様式第七十一号）」を「領収証綴」に、「領収証綴交付申請書（様式第七十二号）」を「領収証綴交付申請書」に改め、同条第二項中「領収証綴の」を「領収証綴の」に、「領収証綴送付書（様式第七十三号）」を「領収証綴送付書」に改め、同条第三項中「領収証綴の」を「領収証綴の」に、「領収証綴を」を「領収証綴を」に、「領収証綴受払兼交付簿（様式第七十四号）」を「領収証綴受払兼交付簿」に改め、同条第四項中「領収証綴」を「領収証綴」に改める。

第三十九条中「（様式第七十五号）」を削る。

第四十条第一項中「（様式第七十六号）」を削り、同条第三項中「（様式第七十七号）」を削り、同条第四項中「（様式第七十八号）」を削る。

第四十一条第一項中「（様式第七十九号）」を削り、同条第三項中「（様式第八十号）」を削る。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　削除

第四十四条中「（様式第八十二号）」及び「（様式第八十三号）」を削る。

第四十六条第一項中「過誤納金還付（充当等）決議書」を「過誤納金等還付（充当）決議書」に改め、「（様式第八十四号）」を削り、「過誤納金還付（充当等）総括表（様式第八十五号）」を「過誤納金等還付（充当）総括表」に改め、同条第三項中「第一条の七の十七第二項」を「第一条の七の二十第二項」に、「過誤納金還付請求書」を「過誤納金等還付請求書」に改め、同条第四項中「県税過誤納金還付（充当等）仕訳書（様式第八十六号）」を「過誤納金等還付（充当）仕訳書」に改める。

第四十八条中「（様式第八十八号）」を削り、「条例第五十三条の十四の規定による自動車税の種別割に係る」を「電子計算組織により作成される」に改める。

第四十九条中「検税吏員」を「法第二十二条の三第一項に規定する当該徴税吏員（以下「検税吏員」という。）」に改め、「（様式第八十九号）」を削る。

第五十条中「（様式第九十号）」を削る。

第五十一条中「（様式第九十一号）」、「（様式第九十二号）」及び「（様式第九十三

号）」を削る。

第五十二条及び第五十三条を次のように改める。

第五十二条及び第五十三条　削除

第五十四条中「（様式第九十七号）」を削る。

第五十五条中「（様式第九十八号）」を削る。

第五十六条中「（様式第九十九号）」を削る。

第五十七条及び第五十八条を次のように改める。

第五十七条及び第五十八条　削除

第五十九条中「（様式第百六号）」を削る。

第六十条第一項中「（様式第百七号）」を削る。

第六十二条中「（様式第百八号）」を削る。

第六十三条中「（様式第百九号）」を削る。

第六十四条中「（様式第百十号）」を削る。

第六十五条中「（様式第百十一号）」を削る。

第六十六条中「（様式第百十二号）」を削る。

本則に次の一章を加える。

第六章　雑則

（書類の様式）

第六十七条　この規程に定める帳簿その他の書類の様式は、別に定める。

様式第一号から様式第百十二号までを削る。

附　則

1　この訓令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第三十七条の改正規定は、同月四日から施行する。

2　地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第十九条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第六条の規定による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項に規定する指定代理納付者が納入義務者に代わって歳入を納付する方法による徴収金の収納については、なお従前の例による。